

少年矯正について

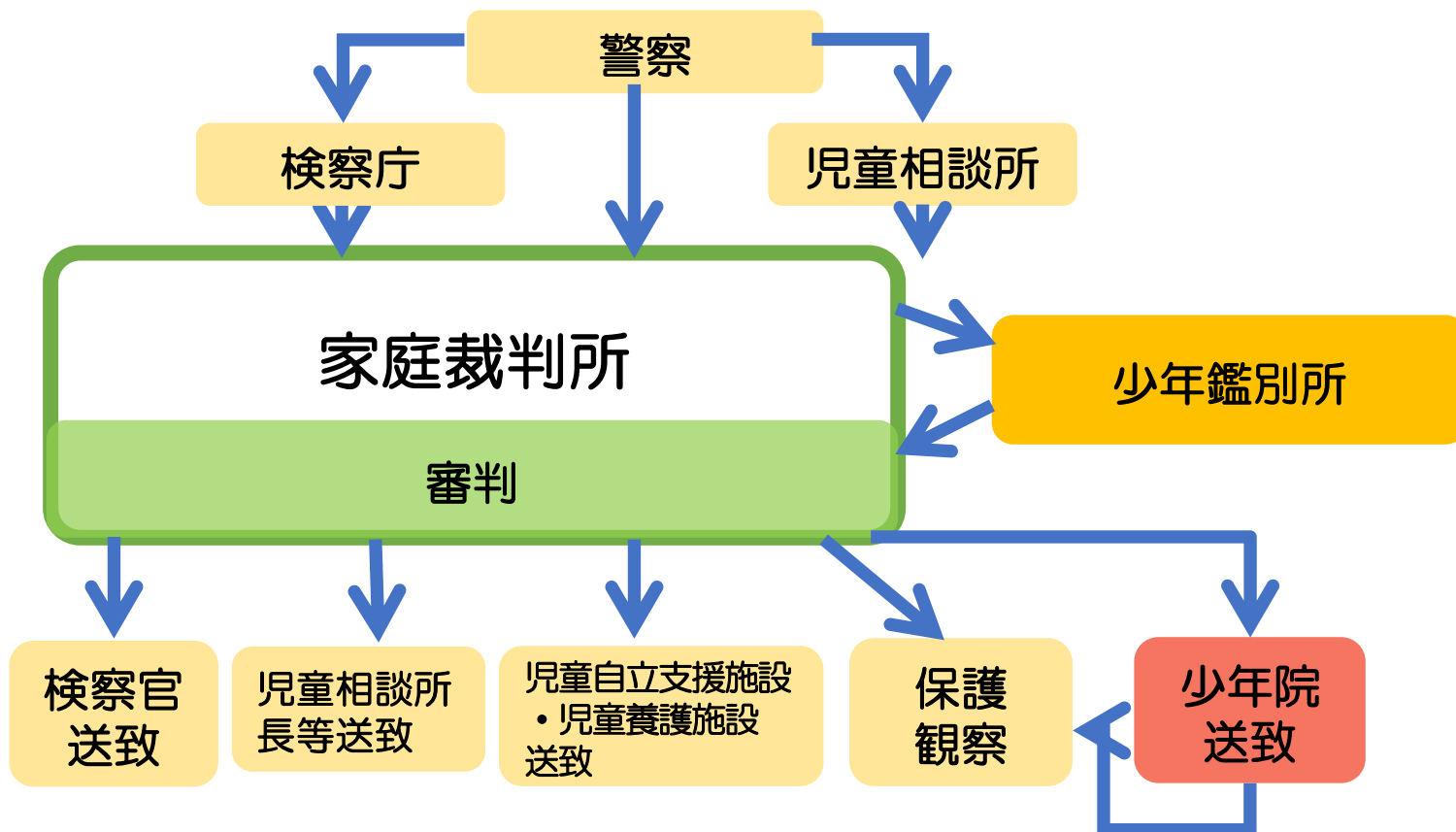
少年院と少年鑑別所

みなさんに質問です。

- 悪いことをすると、警察に捕まる。 ○
- 悪いことをすると、少年院に入る。 △
- 少年院に入った人は、よけい悪くなる。 ?
- 少年院の刑期は1年だからすぐに出てくる。 ×
- 子どもの犯罪は凶悪化している。 ×
- 犯罪をする子どもが増えている。 ×
- 少年鑑別所は少年院の短いやつ。 ×
- 少年院に行くなんて、かわいそう。 ?
- 少年鑑別所や少年院に入ったら一巻の終わりだ。 ×
- 少年院の先生は大声で怒鳴って、子どもを管理している。 ×

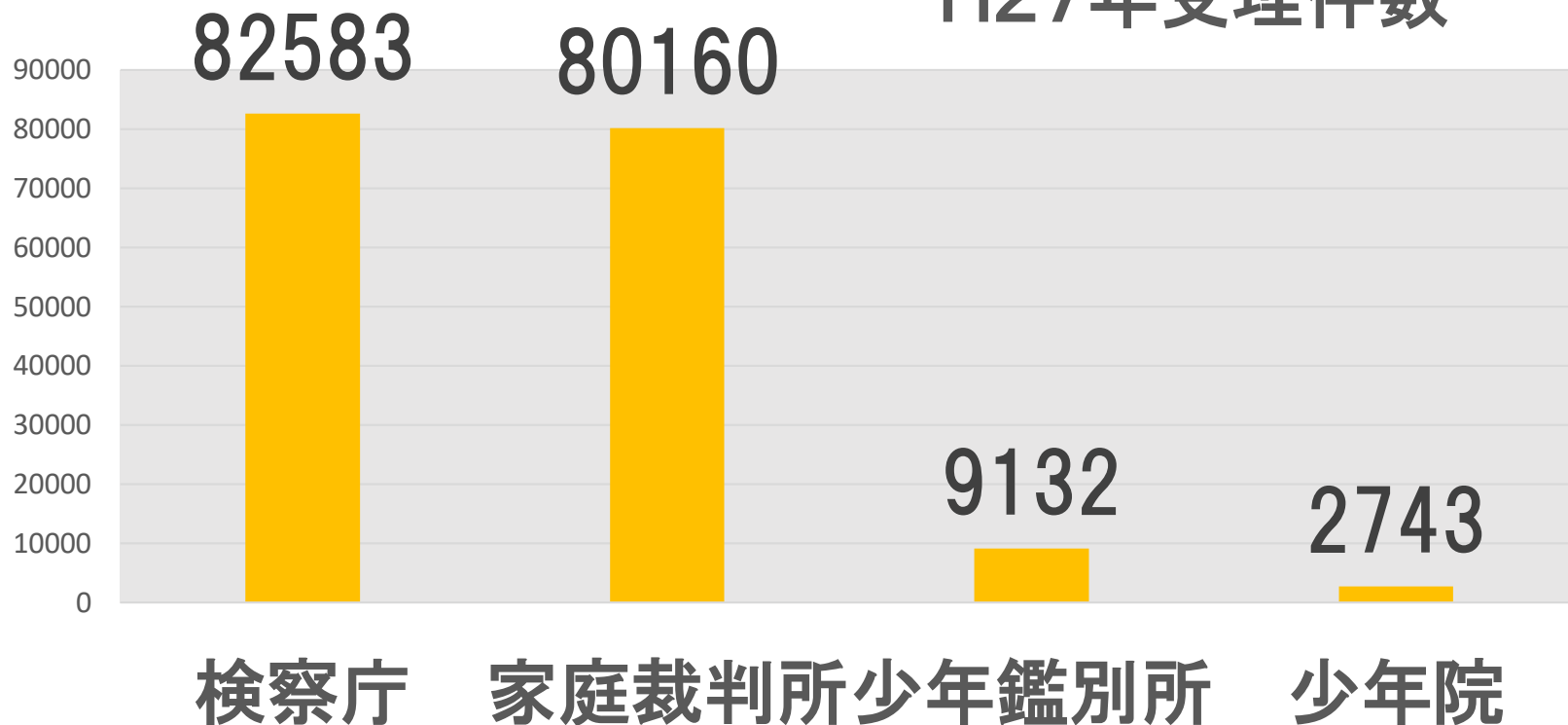
警察に逮捕されたら
そのあとはどうなるの？

非行少年の処遇の流れ（概略図）



どれくらいの人数？

H27年受理件数

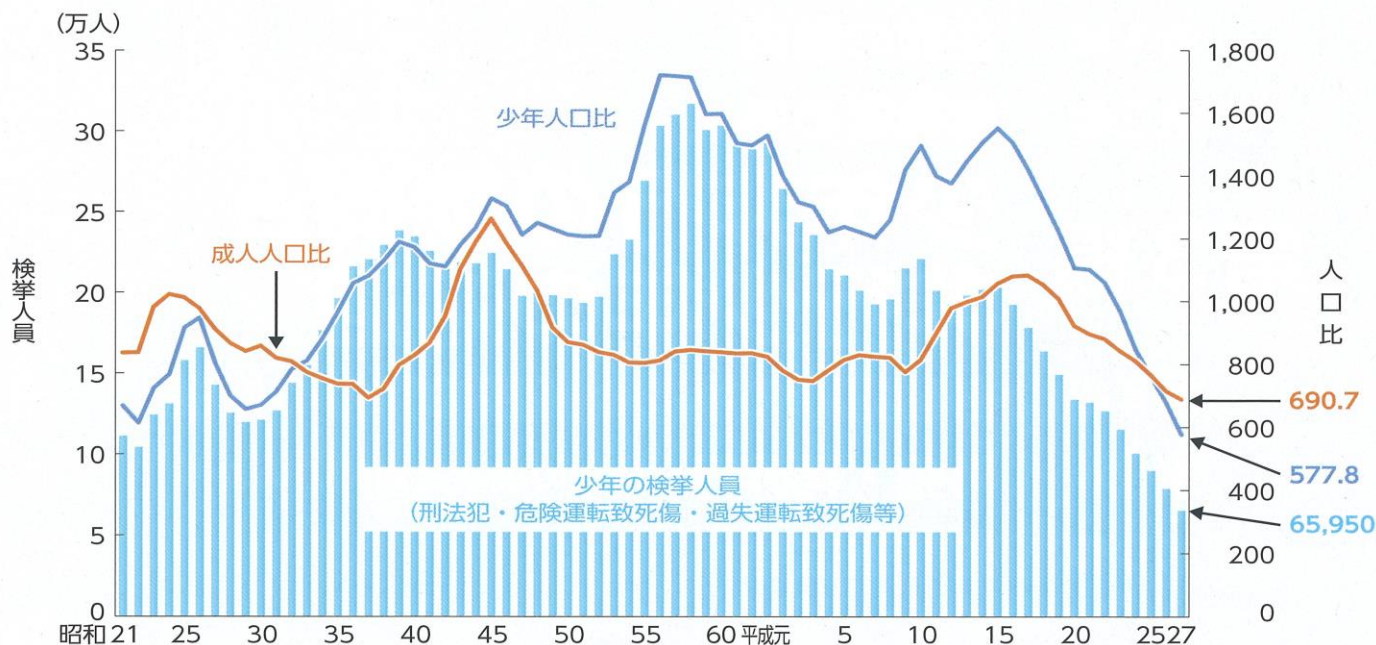


犯罪をする子どもが増えている？

3-1-1-1 図 少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

(昭和21年～平成27年)

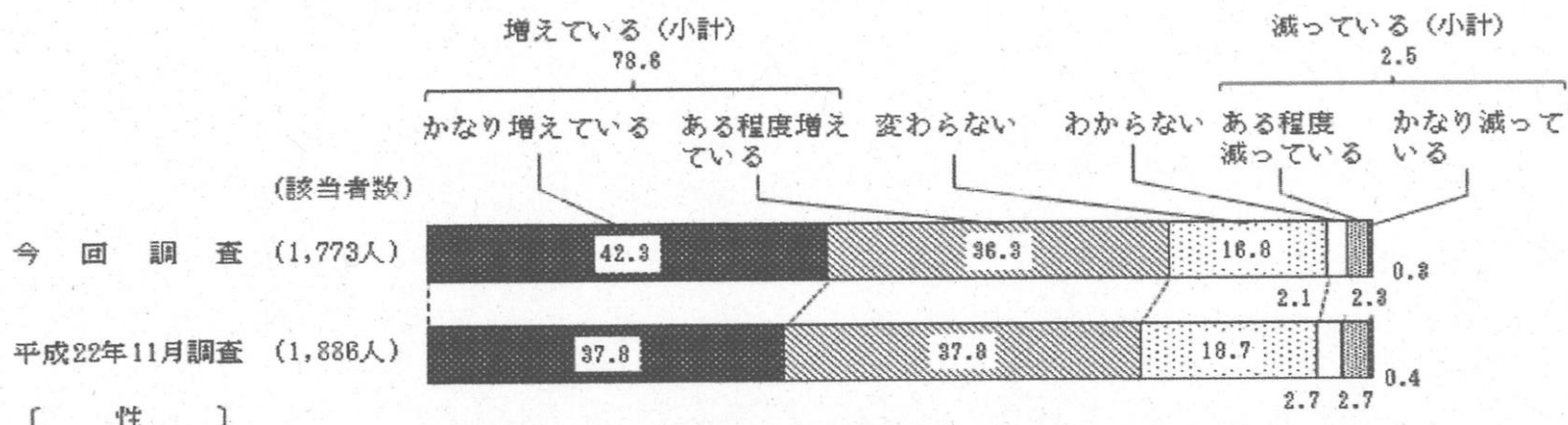
① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等



平成28年版 犯罪白書

内閣府 意識調査（平成27年度）

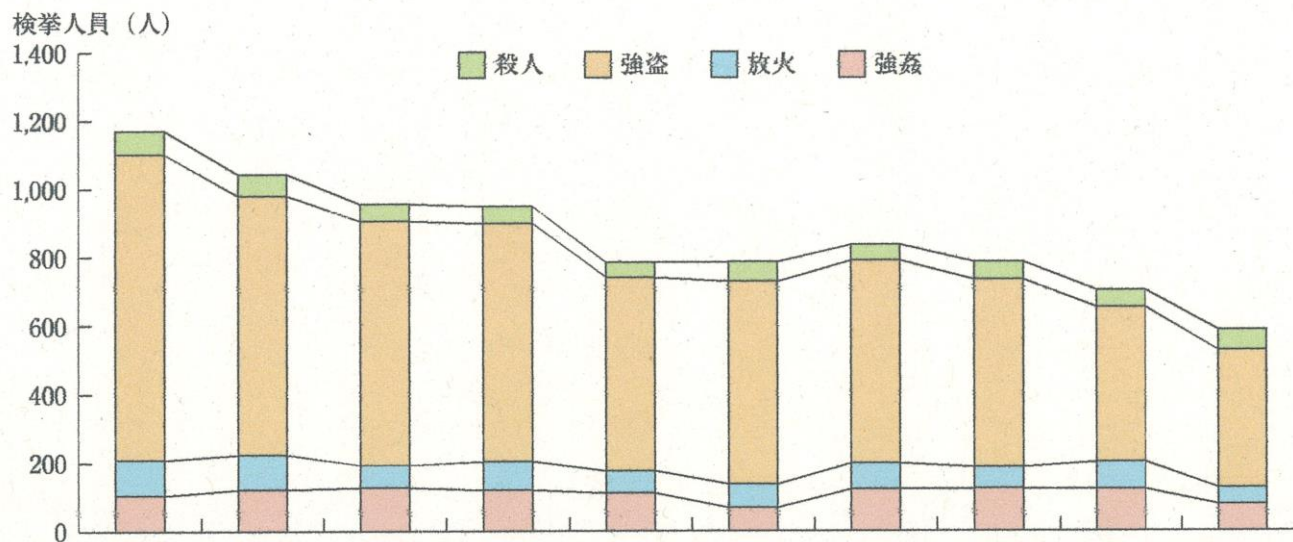
図1 少年非行は増加しているか



少年の凶悪犯罪が増えている？

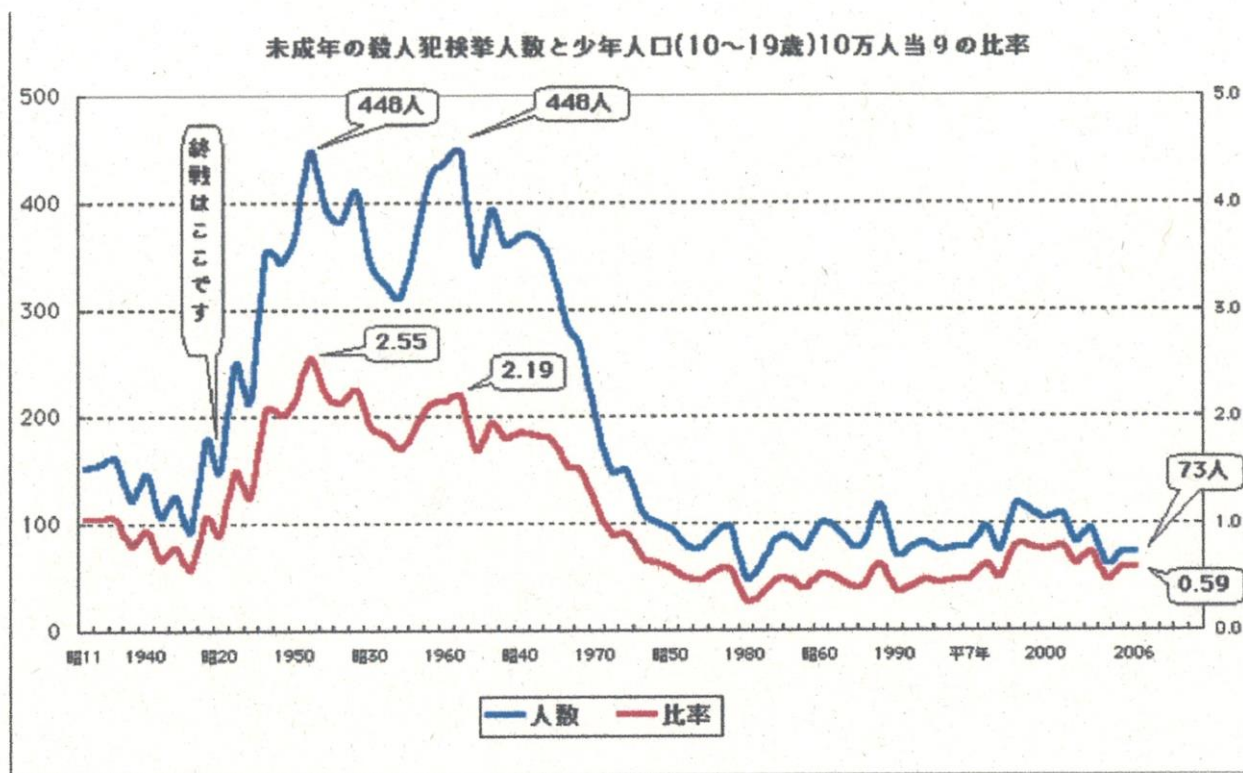
1-2-1-6図 凶悪犯少年の検挙人員の推移

(平成18年～平成27年)



平成28年版 警察白書

少年犯罪データベース 少年による殺人統計

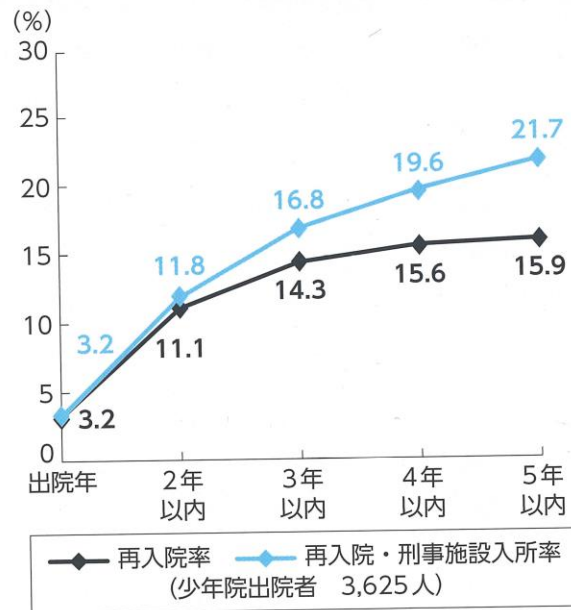


少年院に行ったらよけいに悪くなる？

5-1-5-5図

少年院出院者 5年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率

(平成23年)



平成28年版 犯罪白書

少年鑑別所について・・・

少年鑑別所とは

- 法務省の管轄
- 全国に52庁（支所1庁を含む）
各県庁所在地（福岡2），北海道4，東京2
- 収容定員
規模により16名～250名
- 職員
法務教官，法務技官（心理，医師）等

少年鑑別所の役割

鑑別

面接，心理検査，
行動観察，診察，
情報収集...

観護
処遇

収容，日課，食事，
衛生，健康管理，健
全育成，規律秩序...

+

地域
援助

カウンセリング，法
教育，助言，事例検
討，講演・講義...

鑑別とは

医学・心理学・教育学・社会学等の
専門的知識や技術

非
行

資質上・環境上の
問題となる事情を
明らかにする。

面接,行動観察
各種心理検査,アセスメントツ
ール,医師による診察,精神科受診

適切な
指針を
示す。

健全な生活
改善更生

鑑別の種類

- **審判鑑別**：家庭裁判所の求めによる
 - 収容審判鑑別
 - 在宅審判鑑別
- **指定鑑別**：送致する少年院を指定する
- **処遇鑑別**：保護処分の執行に資する
 - 保護観察中
 - 児童自立支援施設等入所中(保護処分による)
 - 少年院在院中



非行名は同じ（窃盗）でも・・・

家出中，空腹から食べ物を万引き。ついでにペティナイフも万引き。

夜遊び中，友達と一緒に団地の駐輪場から自転車を盗む。

小さい頃から親の金を盗む。友達の家に入破りし現金とゲームソフトを盗む。

先輩に運転手役を頼まれる。一晩に何箇所も工事現場に入破りし銅線を盗む。金の3分を受け取る。

親の貧困

虐待

知的能力

学校・職場適応

自主性・計画性

身体疾患

発達障害

自己イメージ

交友関係

被害者感情

共感性

将来設計

観護処遇

<収容事由と期間>

- 観護措置（少年法第17条1項2号）

家庭裁判所の決定による

通常4週間（2週間＋2週間），最大8週間

- 勾留に代わる観護の措置

地裁・簡裁の決定による 10日間

- 勾留

地裁・簡裁の決定による 10日間（＋10日間）

- その他

少年院決定による入所，仮収容，収容処遇鑑別

観護処遇とは

医学・心理学・教育学・社会学等の専門的知識や技術

非
行

- 情操の保護
- 特性に応じた適切な働き掛け

健全な
育成

同じ事柄（掃除）でも・・・

13歳，中1
ほうきを持ってうろう
ろ

16歳，建設業
生活のしおりを熟読
布団のたたみ方が雑
「が」

19歳，3入，少年院
入院歴あり
掃除

変化を見ることが一番大切
情報共有を欠かさずに

ない

に・・・

は

地域の犯罪非行防止のため
に

地域援助について

少年鑑別所の新しい役割～地域援助

法務少年支援センターとして、
地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与



※ 地域援助のシンボルマーク

少年鑑別所は、地域とつながり、連携を深めていくとともに、
に、
専門的な知見を地域に還元していきます。

地域援助の種類

☆個人援助
本人，保護者，
雇用主など



相談

援助

☆機関等援助
教育・福祉・
保健・医療・
更生保護・矯正
青少年健全育成
などの関係機関・団体



求め

援助

少年鑑別
所
法務少年
支援セン
ター



例えばこんなことです

- 中学生の息子が悪い友達とつるんでいて、夜遊びが増えた。親としてどう対応したらいいのか。
- 学校で「発達障害の疑いがある」と言われたが、どういう意味なのか。家庭ではどうしたらいいのか。
- 学校内で、反抗的ではないが、授業に身が入っていない生徒がおり、喫煙の疑いもある。学校としてどう対応すべきか。
- 中学生向けに「法教育」を実施してもらいたい。
- 福祉の枠組みでずっと支援を行ってきたが、最近、非行に近い問題も出てきた。協力して対応できないか、協議したい。
- 非行に関することで、講演をしてほしい・・・など

地域の非行・犯罪防止～愛知法務少年支援センターの取組～

- 問題行動の分析，指導方法の提案
- 心理相談・カウンセリング
- 心理検査・適性検査
- 事例検討会等への参加
- 研修，講演
- 法教育 など



相談体制

- 担当者

 - 心理技官（所定の勤務年数・経験を満たす者）

 - 法務教官（一定の条件を満たす者）

- 開設日時

 - 平日午前9時から12時，午後1時から16時

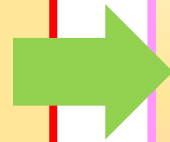
- 場所

 - 愛知法務少年支援センター（外来相談棟）

 - その他派遣先（原則的には愛知県内）

問題点から指導・支援のニーズへ

家庭環境が悪い
規範意識が乏しい
将来設計が不明確
共感性が乏しい
道徳心が身につけていない



- ・ 家族に対する支援策
- ・ 本人に与える課題と責任
- ・ 規範を守るといいことがある
- ・ 実際に仕事をさせる？資格？仕事の現場を見せる？
- ・ 不遇感が強くて当たり前。
- ・ どんな体験が肯定的なイメージを作る？

支援のポイント

- **担当者を孤立させない／抱え込ませない**
- **支援が続けられる支援体制作り**
- **1人の100%より, 10人で10%ずつ**
- **地域と連携, 地域ならではの連携**
- **対象者の「みどころ」を見つける**
- **支援者の得意分野を持ち寄る**
- **適切なタイミングで, 評価を行う**
- **子どもを悪者にしない, 親を悪者にしない,
支援者を非難しない**

まずは相談してみてください。

名古屋少年鑑別所
または
愛知法務少年支援センター



御清聴ありがとうございました

→ 次は 豊ヶ岡学園